

下呂市告示第 38 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により定めた指定代理納付者の所在地が変更したため、下呂市会計規則（平成 16 年規則第 43 号）第 15 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 3 年 2 月 22 日

下呂市長 山 内 登

1. 変更のあった事項およびその内容

受託者の名称及び住所

区 分	変 更 前	変 更 後
受託者の名称 及び住所	株式会社トラストバンク 東京都目黒区青葉台 3 - 6 - 28	株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷 2 丁目 24 番 12 号

2. 変更日

令和 3 年 2 月 1 日